令和8年10月28日
地方独立行政法人大阪市民病院機構

案件名　大阪市立十三市民病院患者食提供業務委託（自動更新）　に関する質問一覧

番号	項目	質問箇所	質問事項（質問者原文）	回答
1	入札		入札書は封筒入れて封印するということで宜しいでしょうか。封印は代表者印か持参したものの印かいづれでしょうか。	ご認識のとおりです。封印は、委任状を提出している場合については、代理人の印でも可能です。
2	入札		企画提案書様式をワードもしくはエクセルで頂くことはできないでしょうか。	企画提案書様式のワード、エクセルファイルをホームページに掲載いたしました。
3	入札		予定価格の提示はございませんでしょうか。	予定価格は、落札者決定後に本法人ホームページにおいて公表します。
4	危機管理		代行保証契約はメディカル給食協会で宜しいでしょうか。	差し支えありません。
5	献立作成基準		献立に使用する魚介類、野菜類等の食材は生鮮食品を基本としとあります。国外の冷凍魚や冷凍野菜の使用はその都度、商品ごとに協議でしょうか。	お見込みのとおりです。
6	献立作成基準		展開詳細献立を2 日分頂けないでしょうか。	全ての食種は膨大となり分かりづらいため、代表的な食種の展開詳細献立を2日分提供します。 ホームページ上に掲載するのでご確認ください。
7	衛生管理		調理室の拭き取り検査の現在の検査項目と検査箇所をご教示ください。	現在ATP拭き取り検査を実施しており、検査箇所は、調理台・冷蔵庫・配膳車・調理器具・調理機器等の各所、スタッフの手指等のうち毎月1回10箇所を、月ごとに検査箇所を変えて実施していただいています。
8	喫食調査		患者アンケート調査、患者への聞き取り調査の具体的な方法と集計方法をご教示ください。	喫食調査は留置法で実施しています。聞き取り調査については特に決まりはありませんので、業務改善の工夫として方法も含めて提案してください。
9	研修		動画研修の場合、その提出はどのような形でなら認可頂けますでしょうか。	研修が動画の場合は、根拠資料として①②の両方をご提出ください。 ①研修動画のタイトル画面等をハードコピーする等して印刷したもの（研修の題名および動画の総時間が分かるもの）。 ②動画内で使用しているスライド。または、動画のアウトライン（主な内容とその内容の動画内での開始時間を記載したもの）。
10	業務・費用区分		非常食は内容によりコストが変わるため、缶詰やレトルト、α米など現在の非常食の内容をご教示ください。	現状は缶詰・α米・水・ディスポ食器等を長期保存で備蓄しています。また、日常的にローリングストックする形で、ゼリーや瓶詰等も備蓄しています。非常食は、別紙15に記載されている条件を満たしていれば、その他の具体的な内容に指定はありません。コストや非常食のフードロス削減の取り組みへの活用等も踏まえて、受託者にて内容をお考え下さい。

番号	項目	質問箇所	質問事項（質問者原文）	回答
11	業務・費用区分		予備食はなしでしょうか。	応急食が予備食に該当します。患者に提供されなかった応急食の費用の扱いについては、仕様書ｐ.1【４　委託金額】に記載の通りです。
12	業務・費用区分		カトラリーセットはありますでしょうか。	ありません。
13	その他		食事変更締め切り後の追加変更等はどのくらいありますでしょうか 。	平均で朝食2件（最大5件）、昼食2件（最大5件）、夕食1件（最大3件）です。
14	仕様書	p.3	栄養管理における、病棟への献立掲示場所はどちらになりますでしょうか。	各病棟の掲示板になります。（4～７階病棟は各1箇所、8階病棟は2箇所）
15	仕様書	p.3	アレルギー負荷試験の要望があった場合の「提供方法などの協議」について、主にどのような事項についての協議を想定されているかご教示ください。	使用食品、分量、調理形態、配膳時間等が想定されます。
16	仕様書	p.3	「受託者は、委託者の求めに応じ食事内容に関する改善計画を提出すること」と記載されておりますが、日々の貴院担当者様との業務連絡や調整での対応ではなく、書面での計画書提出が必須となるのでしょうか。	書面での提出をお願いします。
17	仕様書	p.4	検食について、所定の場所とはどちらになりますでしょうか。また、「栄養士」とは貴院の管理栄養士様による検食を指しているという認識でよろしいでしょうか。	所定の場所は3階医局と栄養部事務所です。 ご質問の「栄養士」とは仕様書ｐ.4⑤を指していると思われますが、受託者の栄養士も含みます。
18	仕様書	p.4	貴院指定のシステムで献立を作成する際、同システムにおけるマスタ変更業務が必要となります。業務移行期間（秋頃～３月末まで）については、貴院にてご対応いただくことは可能でしょうか。	移行期間のマスタ登録作業は受託者で対応をお願いします。登録作業に必要な端末、作業マニュアルについては用意させていただきます。
19	仕様書	p.6	オーダー締め切り後の配膳対応については、別途協議にて決定させていただくことは可能でしょうか。	仕様書のとおりです。
20	仕様書	p.7	委託金額に含まれない、とろみ剤や栄養補助食品の発注等は、貴院にて行っていただけるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	仕様書	p.8	衛生管理に関する「拭き取り調査」について、現在の実施内容や頻度をご教示ください。	質問番号7の回答のとおりです。
22	仕様書	p.8	検便の実施について、毎月2回の実施が必須という認識でよろしいでしょうか。時期により月1回とする等の運用はございませんでしょうか。	検便は年間通して毎月２回の実施が必須です。時期により回数を変更する等の運用はございません。
23	仕様書	p.9	NST等の会議について、現在受託されている業者の参加状況（会議の種類、参加頻度、時間など）を詳細にご教示ください。また、定期的な病棟訪問の頻度・時間、および指導助言者の参加有無についてもご教示いただけますと幸いです。	受託会社に参加をお願いしている会議は栄養委員会で、年間5回、今年度は第2金曜日の16時から開催しています。 病棟訪問は特に決まりはありませんので、自主的な業務改善の工夫として提案してください。

番号	項目	質問箇所	質問事項（質問者原文）	回答
24	別紙	6-1	卵禁止食における「つなぎ程度のたまご」は、どの程度まで提供可能でしょうか。はんぺん等の卵を含む加工食品の提供可否など、具体的な基準をご教示いただけますと幸いです。	具体的な禁止食品は別紙6-1のとおりですのではんぺんは提供不可です。 使用可能食品として、例えばハンバーグにつなぎとして入っている卵は提供可能です。
25	別紙	7	献立について、仕様に沿った献立を受託者にて単価内に収まるよう作成させていただく認識でよろしいでしょうか。または、貴院指定のベース献立等はございますでしょうか。	お見込みのとおりです。 委託者指定の基本献立等はございません。
26	別紙	7	副食について、各「～食用」と記載がございますが、主食の種類ごとに副食の献立も変更されているのでしょうか。あるいは主食のみ変更し、副食は共通で展開されているのでしょうか。	別紙8食品等使用基準に基づき、主食の種類ごとに副食の献立も変更しています。
27	別紙	15	備蓄食品の飲料水について、ペットボトルの容量は500mlの指定でしょうか。調理工程での利便性や廃棄物削減の観点から、2L等の大容量ペットボトルの使用は可能でしょうか。	備蓄食品の飲料水について、容量の指定はございませんが、一般的に患者がご自身でコップ等に注ぐことができる常識的な容量のものに限ります（概ね2L以下）。
28	現場見学後		食札の色分けや記載内容のルール（どこに何を記載するか等）をご教示ください。また、患者様1名につき食札が2枚差し込まれているケースが見受けられましたが、その理由や運用方法についても併せてご教示いただけますと幸いです。	食札の記載内容については、食札例をホームページ上に掲載しますのでご確認ください。 食事に栄養補助食品等を付加する場合、通常の食札に加えて付加食用の食札が出力され、付加食とともに配膳しています。
29	現場見学後		配下膳について、仕様書p.5記載の時間丁度に各病棟へ伺う認識でよろしいでしょうか。下膳時は病棟の指定場所から厨房までの運搬であり、ベッドサイドまでの回収は含まれないという認識で相違ないでしょうか。	仕様書に記載の作業時間帯で各病棟順番に配下膳を行っています。下膳についてはお見込みのとおりです。
30	現場見学後		朝食締切後に食事変更を行っておりましたが、締切時間外に変更はございますでしょうか。	締切時間後の変更はあり、治療上必要な食事変更や食下がり（ご飯から粥への変更）、アレルギーの追加等があります。
31	食数確認		配膳前の配膳チェックについて、現場調理師が実施させていただく運用でもよろしいでしょうか。	仕様書ｐ.5のとおり、最終確認は管理栄養士または栄養士が実施してください。
32	選択食		選択食集計の聞き取りは、委託者が実施しますでしょうか。	選択食は実施していません。
33	企画提案書	様式4	インシデント・アクシデントに係る研修実施報告書について、研修内容が動画配信の場合等、資料での提出が困難なケースがございます。その際、動画内容を要約した資料の添付をもってご提出させていただくことは可能でしょうか。	質問番号９の回答のとおりです。
34	企画提案書	様式8	研修実施計画書につきましても、前項（様式4）と同様の対応（動画内容の要約資料の提出）でよろしいでしょうか。ご確認のほどよろしくお願いいたします。	質問番号９の回答のとおりです。